

第11号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月1日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第六条第三項中「基準」を「基準となるべき職務の内容」に、「人事委員会の承認を得て文京区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める」を「別表第二に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第四項中「職を」の下に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第七条の見出し中「、昇格及び昇給」を「及び昇格昇給等」に改め、同条第一項中「教育委員会規則」を「文京区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改め、同条第七項中「から第四項まで」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十四号）第五条の二の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合）にあっては、当該最低の号給とする。

第七条の三中「第七条第六項」を「第七条第七項」に改める。

第十五条第二項第二号中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第二十四条第一項第四号中「職員の分限に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十四号）第一条の二」を「職員の分限に関する条例第一条の二第一項」に改める。

第二十九条第二項中「昭和三十七年法律第六十号」第十四条又は第四十五条」を「平成二十六年法律第六十八号」第十八条第一項本文」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	教諭の職務
2 級	主任教諭の職務
3 級	副園長の職務
4 級	園長の職務

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年二月文京区条例第八号)付則第四項及び第五項の規定により特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものについて、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第七条第六項の規定を適用した場合のその者の給料月額については、人事委員会が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(説 明)

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改正後の案	現行
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十四条第五項</u>の規定により、幼稚園教育職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十四条第六項</u>の規定により、幼稚園教育職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>
<p>第二条～第五条 （略）</p>	<p>第二条～第五条 （略）</p>
<p>（給料表及び職務の級）</p>	<p>（給料表及び職務の級）</p>
<p>第六条 （略）</p>	<p>第六条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 前項の職務の分類の<u>基準となるべき職務の内容</u>は、<u>別表第二に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。</u></p>	<p>3 前項の職務の分類の<u>基準は、人事委員会の承認を得て文京区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。</u></p>
<p>4 教育委員会は、全ての職員の職を<u>前項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会の定める基準</u>に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p>	<p>4 教育委員会は、全ての職員の職を人事委員会の定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p>
<p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p>	<p>（初任給、<u>昇格及び昇給</u>の基準）</p>
<p>第七条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て<u>文京区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）</u>で定める。</p>	<p>第七条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
<p>2～5 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p>
<p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、<u>職員の分限に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十四号）第五条の二の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u></p>	<p>6 （略）</p>
<p>7 （略）</p>	<p>7 （略）</p>
<p>8 第二項から第四項まで<u>及び第六項</u>の規定の実施</p>	<p>7 第二項から第四項までの規定の実施について必</p>

について必要な基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第七条の二（略）

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第七条の三 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第七条第七項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条～第十四条（略）

（通勤手当）

第十五条（略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一（略）

二 前項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

三（略）

3～6（略）

第十六条～第二十三条（略）

（休職者等の給与）

第二十四条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

一（略）

二（略）

三（略）

四 職員の分限に関する条例第一条の二第一項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める額

要な基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第七条の二（略）

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第七条の三 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第七条第六項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条～第十四条（略）

（通勤手当）

第十五条（略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一（略）

二 前項第二号に掲げる職員 別表第二に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

三（略）

3～6（略）

第十六条～第二十三条（略）

（休職者等の給与）

第二十四条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

一（略）

二（略）

三（略）

四 職員の分限に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十四号）第一条の二に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める額

2・3 (略)

第二十五条～第二十八条 (略)

第二十九条 (略)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 (略)

第三十条～第三十四条 (略)

別表第一 (略)

別表第二 (略)

別表第三 (略)

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十三年二月文京区条例第八号）付則第四項及び第五項の規定により特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものについて、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第七条第六項の規定を適用した場合のその者の給料月額については、人事委員会が定める。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

2・3 (略)

第二十五条～第二十八条 (略)

第二十九条 (略)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 (略)

第三十条～第三十四条 (略)

別表第一 (略)

別表第二 (略)

別表第二（第六条関係）

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	教諭の職務
2 級	主任教諭の職務
3 級	副園長の職務
4 級	園長の職務